高知県備蓄方針（令和３年６月）の改定について

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課
令和８年11月６日

１．高知県備蓄方針（令和３年６月）の概要

⑴　高知県備蓄方針とは

○　高知県備蓄方針は、**県内全ての市町村が実施すべき備蓄のボトムライン（下限の基準）**を定めるもの。



⑵　備蓄の基本的な考え方

○　最低**３日分は県内の物資**により対応する。

○　**３日分（可能であれば１週間以上）**の物資は、**個人備蓄を原則**とする。

○　家屋の流出等のやむを得ない事情により物資が不足する者に対応するため、**公的備蓄及び流通備蓄による供給体制を整備**する。

２．高知県備蓄方針の改定の必要性

⑴　スフィア基準を反映した国の取組指針の改定（令和６年12月）

⇒　**食事の質の確保、生活空間の確保等**

⑵　高知県版南海トラフ地震による最大クラスの被害想定による想定避難者数の公表（令和８年３月）

⇒　**備蓄量の基準となる１日後の想定避難者数の増加**

⑶　国の備蓄に関するガイドラインの策定（令和８年度末公表予定）

⇒　**公的備蓄物資の必須品目の整理**

３．改定に向けた県・市町村の検討経緯

○第１回検討会（令和８年７月29日）

⑴　想定避難者数の見直しによる**数値目標**の検討
⑵　最低限必要となる**備蓄品目の追加**の検討
⑶　公的備蓄を**避難所へ分散備蓄すること**の検討

○第２回検討会（令和８年９月９日）

⑴　公的備蓄と流通備蓄の**日数割合**の検討
⑵　備蓄品目の**必要量算出方法**の検討
⑶　対象とする備蓄品目の**目標数量**の検討

○第３回検討会（令和８年10月28日）

⑴　高知県備蓄方針の改定案の検討
⑵　公的備蓄物資の備蓄量の公表方法の検討

４．高知県備蓄方針の改定（令和８年11月）の概要

⑴　目標とする確保日数の見直し

①　令和８年熊本地震で**熱中症対策**が課題となったことを踏まえ、**飲料水の確保日数を引き上げ（１日→２日）**。

②　調査結果による流通備蓄の在庫量に応じて、各品目の確保日数を見直し（例：**携帯トイレ等：１日→３日**）。

⑵　対象とする備蓄品目の追加

①　国の取組指針の改定を踏まえ、**炊き出し設備、入浴施設**を追加。

②　国が今後作成する備蓄に関するガイドラインの作成方針に基づいて全ての自治体が備蓄する必要がある品目を追加。
・基本８品目に付随して必要な物資（**使い捨て哺乳瓶等**）
・要配慮者を対象とした健康維持に必要な物資（**ベッド等**）

⑶　分散備蓄に対する数値目標の新設

・　市町村で備蓄する**各品目の備蓄量の80%**について、**避難所等への分散備蓄**を行うことを目標として新設。

⑷　目標達成に向けた支援の具体化

①　国の防災力強化総合交付金（広域連携推進事業）を活用した**県・市町村による公的備蓄物資の共同調達による支援**。

②　**地域防災対策総合補助金**による必要な資機材整備の支援。

品目	目標とする確保日数等				
	県備蓄	市町村備蓄	流通備蓄	計	
飲料水	**0.4日**	**2.0日**	2.0日	**4.4日**	令和９年度目標
食料	0.2日	1.0日	2.0日	3.2日	
毛布等	0.2日	1.0日	-	1.2日	
粉ミルク・液体ミルク	-	**0.5日**	**2.5日**	3.0日	
生理用品	-	**0.5日**	**2.5日**	3.0日	
小児用おむつ・大人用おむつ	-	**0.5日**	**2.5日**	3.0日	
携帯トイレ・簡易トイレ等	-	**3.0日**	-	3.0日	
トイレットペーパー	-	**0.5日**	**2.5日**	3.0日	
尿取りパッド	-	**3.0日**	-	**3.0日**	令和12年度目標
おしりふき（大人・小児）	-	**0.5日**	**2.5日**	**3.0日**	
使い捨て哺乳瓶	-	**1.0日**	-	**1.0日**	
炊き出し設備	-	**避難所数**	-	**避難所数**	
入浴施設	-	**避難所数**	-	**避難所数**	令和15年度目標
段ボールベッド又はその代替品	-	**1.0日**	-	**1.0日**	
パーティション	-	**1.0日**	-	**1.0日**	

